

新型コロナウイルス感染症・インフルエンザの 罹患から再登校（園）までの流れ

(R 6. 4. 1 改訂)

伊東市教育委員会

1 症状の発症！ 医療機関の受診

医療機関を受診してください。

新型コロナウイルス感染症又はインフルエンザと診断された場合、医療機関が発行する証明書等は不要です。

※ 「新型コロナウイルス・インフルエンザ経過報告書（様式1）」を**保護者に記入**して提出していただきます。詳細は下記3をご覧ください。）

2 学校（園）に受診結果を電話で報告

学校（園）に受診結果を電話で報告してください。

その際、登校（園）基準にしたがい、再登校（園）について説明をさせていただきます。

| 病名 | 季節性インフルエンザ | 新型コロナウイルス感染症 | |
|----------|--|--|------------------------------|
| | | 症状あり | 無症状 |
| 出席停止期間 | 発症した後5日を経過し、かつ、 <u>解熱した後2日（幼児にあっては、3日）</u> を経過するまで。 | 発症した後5日を経過し、かつ、 <u>症状が軽快した後1日</u> を経過するまで。 | |
| （具体的な状況） | 発症した日を0日として、そこから 5日間（計6日間） は登校（園）できません。 また、 平熱となった日を解熱0日目とし、平熱で過ごせる日を2日間（幼児にあっては3日間（※）） 経過する必要があります。 ※保育園における乳児も3日間。 | 発症した日を0日として、そこから 5日間（計6日間） は登校（園）できません。 ※症状軽快とは、 解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあること を指し、 症状が軽快した日を0日として1日 を経過する必要があります。 | 検体を採取した日から5日 を経過するまで。 |

3 自宅にて発熱等の症状の経過記録、登校（園）基準になるまで自宅安静

自宅では、発症日からの午前、午後の体温を測定し、「新型コロナウイルス・インフルエンザ経過報告書（様式1）」を**保護者に記入**していただきます。新型コロナウイルスの場合は、解熱剤使用と呼吸器の症状についても記入してください。

*発症日とは … 熱が出はじめた日や熱がなくても諸症状が出はじめた日です。

*呼吸器症状とは … のどの痛み、せき等の症状を指します。

4 必要期間休んだ後、「新型コロナウイルス・インフルエンザ経過報告書（様式1）」をもって登校（園）

***登校（園）許可を得るために医療機関を再受診する必要はありません。**